■2027年度S日程　法曹コース特別選抜入学試験・卒業見込者特別入学試験
法律科目試験「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

設問1

取締役会設置会社の代表取締役が当該会社を代表して保証人となる契約を締結する場合に、取締役会の決議が必要か、および仮に必要である場合に取締役会決議なしに代表取締役が保証契約を締結したときの当該保証契約の効力を問う問題である。

まず、本件の保証契約が甲社にとって多額の借財（会社法３６２条４項２号）に該当するかどうかを論じる必要がある。

借財（保証）が「多額」であるかどうかは、借財（保証）の額、総資産に占める割合、負債総額に占める割合、これまでの取扱いなどを総合的に考慮して判断する。設問の事例にあてはめると、保証額１０億円は資産総額１５０億円の６，７％、負債総額１００億円の１０％、慣例的に１億円以上の保証は取締役会決議を経ていたという事情を総合的考慮すると、本件の保証は多額の借財に該当する。

そうすると、会社法３６２条４項により取締役会の決議を経なければならないが、それを経ていないという会社法の問題がある。

多額の借財なのに取締役会決議がなくとも取引（本件保証契約）は有効であるが、相手方（乙）が取締役会決議がないことを知りまたは知ることができた場合は、取引は無効となるとするのが判例の立場である。そこで、甲社において会社法上必要な取締役会決議がないことを乙社が知りまたは知ることができたかどうかで場合分けして、本件請求が認められるかどうかを論じる必要がある。

設問2

取締役の一人に招集通知がされず、当該取締役が出席しなかった取締役会において行われた決議の効力を検討させる問題である。

取締役会を招集する場合は、各取締役に対して招集通知を発しなければならない（会社法３６８条１項）ところ、甲社の取締役６人のうち B には招集通知がされていなかった。そのため本件取締役会決議には招集手続の法令違反がある。

株主総会決議の瑕疵と異なり取締役会決議の瑕疵については決議の瑕疵を争う訴えの制度がなく、瑕疵のある取締役会決議は、その瑕疵が手続に関するものであれ内容に関するものであれ、原則として無効になる。

ただし、招集通知を受けなかった取締役が出席したとしてもなお決議の結果に影響がなかったと認められる特段の事情があれば決議は有効となる、とするのが判例の立場である。

本件では、仮に B が出席して（発言等すれば）取締役会決議の結果が変わったといえるかどうかで場合分けをして解答する必要がある。

以　上